

# 筑後市子ども読書活動推進計画

平成26年 3月

筑後市教育委員会

## 目次

第1章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 子ども読書活動の意義	
2. 筑後市における子どもの読書の現状	
第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・	5
1. 計画の趣旨	
2. 計画の目標	
3. 計画の期間	
第3章 子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1. 家庭	
2. 地域	
3. 幼稚園・保育所（園）	
4. 学校	
5. 図書館	
用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21

- 資料1 「第1章2. 図1～4データ」
- 資料2 「筑後市立図書館アウトリーチサービス」
- 資料3 「筑後市小学校読書会・読書ボランティア」
- 資料4 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
- 資料5 「筑後市子ども読書活動推進計画策定経緯」
- 資料6 「筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱」
- 資料7 「筑後市子ども読書活動推進計画策定委員」

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 子ども読書活動の意義

子どもは、自身の読書体験や周りにいる大人から読み聞かせ（※1）してもらうことにより、想像力を働かせ、未知の世界を知り、日常の直接体験では得られない発見や様々な出会いをします。その体験によって視野が広がり、言葉を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手掛かりにもなります。子どもにとって多くの情報や知識を習得することは、将来への夢や希望を持つことにつながります。

さらには、「読書活動」には、子どもの成長に不可欠な、正しい判断力を持ち、「いのち」の大切さを感じとり、思いやりの心と生きる力を見出すはたらきがあるといわれています。子どもの健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を家庭や学校、図書館等の地域社会全体で推進していく必要があります。

## 2. 筑後市における子どもの読書の現状

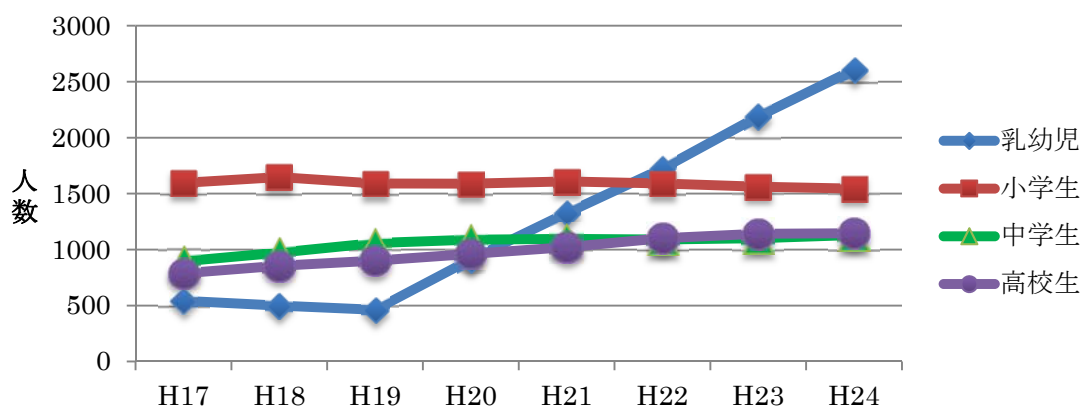
筑後市では、平成16年2月から10か月児を対象にブックスタート（※2）事業を開始し、2冊の絵本とともに、保護者の語りかけや読み聞かせの大切さを保護者へ伝えています。平成20年4月には、少しでも早い時期に実施した方が良いという考えから、ブックスタート対象を4か月児に変更しました。

平成23年12月に中央公民館図書室から移行した図書館では、児童書コーナーにおはなし広場ができ、毎週土曜日におはなし会（※3）を開催しています。子育て支援拠点施設でも、月に2回おはなし会を開催しています。いずれも、読書ボランティア（※4）の皆さんが生き生きと活動を行っています。

平成18年度から開始した市内の小・中学校向けの団体貸出（※5）や平成23年度から開始した幼稚園・保育所（園）向けのセット団体貸出など、子どもの読書環境の充実に努めています。

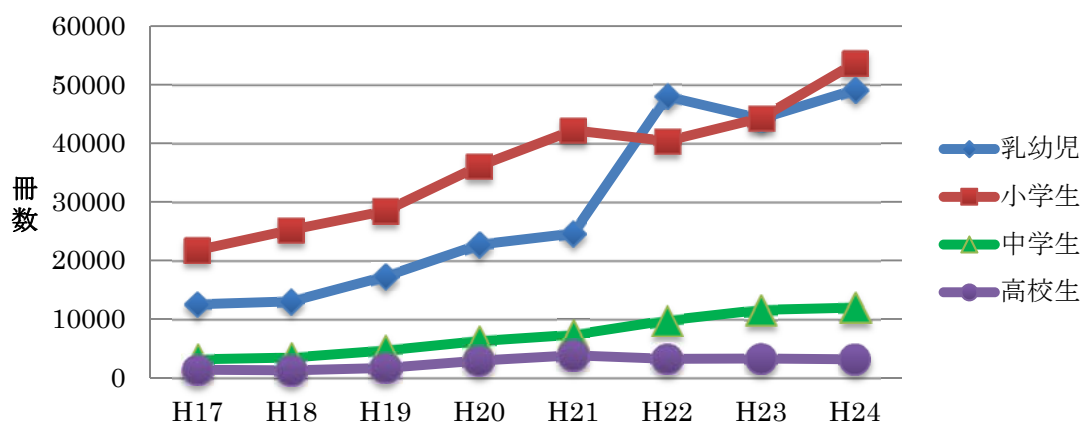
市内の幼稚園・保育所（園）・学校のそれぞれの現場においても、子どもの読書活動について取り組んでいますが、情報の共有化はまだ十分に行われていません。そのため引き続き、子どもを取り巻く家庭や学校、図書館など地域社会全体での連携した取り組みが大切だと言えます。今回の読書推進計画の策定をきっかけに、子どもの読書への関心を高めるとともに、読書の質を高める取り組みも必要であると考えます。

(図1) 市立図書館における年齢別利用登録者数



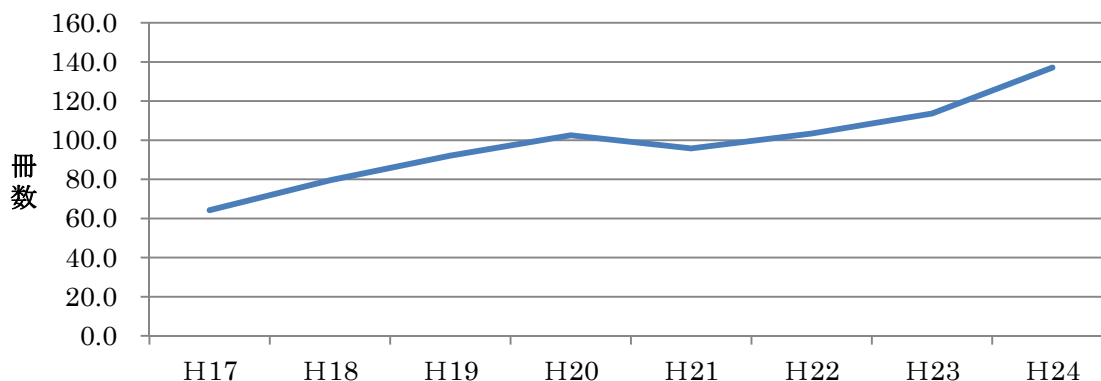
さて、子どもの市立図書館の利用状況をみると、利用登録者数は平成20年度より乳幼児の登録者数が顕著に増加しています。これはブックスタートの際、乳児へ本と一緒に図書館の利用カードを渡すようになったためです。そのため平成20年度以降、4か月児健診を受診した筑後市の乳児のほとんどは、図書館の利用登録を行っています。小学生以上はほぼ横ばい状態となっています。(図1参照)

(図2) 市立図書館における年齢別貸出冊数

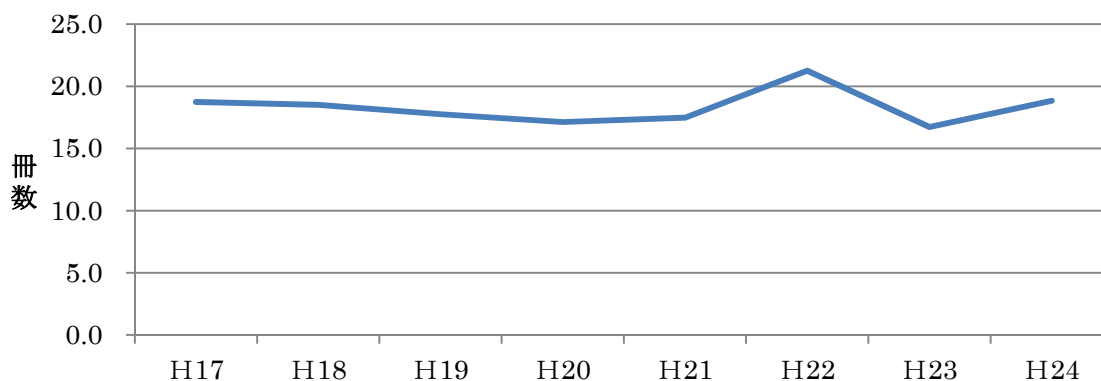


貸出冊数は乳幼児・小学生が大変多く、増加傾向にあります。この理由は利用人数が多いことに加え、年代的に絵本や文章が少なめの読み物などの利用が中心なので、一度の来館で多量の図書を借りていく傾向があるためとも考えられます。中学生もゆるやかではありますが確実に増加しています。高校生も平成17年度よりは増加していますが、ここ数年は横ばい状態です。(図2参照)

(図3) 小学校図書館における児童一人あたり貸出数



(図4) 中学校図書館における生徒一人あたり貸出数



また、小・中学校における児童・生徒1人あたりの貸出冊数は、小学校においては、平成21年度に微減したのを除き、全体として増加傾向にあります。17年度から24年度までの期間で比べると、貸出数はおよそ倍増しています。(図3参照) これは、学校における朝の読書活動(※6)をはじめ、授業での活用等様々な取り組みが行われたことによる効果の現れであると考えられます。

中学校においては、横ばいに近い状態であったのが、平成22年度に目立って増加しています。これは、学校において朝の読書活動を積極的に行ったことによる結果であると考えられます。(図4参照)

一方、23年度の貸出数に落ち込みが見られるのは、同年度が中学校図書館図書データベース化作業のため、開館日が少なかったことが原因であると考えられます。

児童1人あたり貸出数と生徒1人あたり貸出数を比べると、貸出数に相当な差があります。これは、低学年の児童がおもに借りる本が、絵本や文章が少なめの読み物であるためと考えられます。

図3・4を見て、平成23年度の中学校における貸出数を除き、平成21年度を境に貸出数の増加傾向が見られるのは、平成20年3月に告示された新学習指導要領の「総則」の中で、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」という内容が盛り込まれ、各教科においても活用事例が盛り込まれたことも大きな要因であると考えられます。

※図1～4のデータ詳細については、資料1（P23）をご参照ください。

## 第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1. 計画の趣旨

子どもの読書活動を推進するためには、あらゆる機会と場所においてすべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を整備することが必要です。ここでいう子どもとは0歳から18歳までのことであり、その年齢によって適する本や読書能力もさまざまです。そこで筑後市では、子どもの発達段階を乳児期、幼児期、小学生、中学生から高校生の4つに分け、子どもの成長に応じた読書環境を考えていきます。

#### ○乳児期（満1歳未満）

子どもは言葉の意味を理解できませんが、声そのものから気持ちをしっかり感じています。愛情溢れる言葉を浴びることは、家族のきずなを育む第一歩となります。多くの言葉を耳にすることは、言葉を覚えていく上でも必要なことです。絵本を言葉がけのツールとして上手に利用し、コミュニケーションを取ることは、子どもに信頼や安心感を与え、成長するための安定した基盤を形成していきます。この時期、家庭での読み聞かせが中心となるため、保護者への読書支援が重要となります。

#### ○幼児期（満1歳から小学校就学前まで）

成長に伴い、文字も少しずつ読めるようになり、絵本への興味も出てきます。しかし自分で本を読んで内容を理解するのはまだ難しく、主に大人からの読み聞かせが読書活動の中心となります。この時期に本に親しませることは、その後の読書能力の発達に大きく影響しますので、家庭以外でも、幼稚園や保育所（園）、子育て支援拠点施設、図書館等の公的機関で行われている読み聞かせやおはなし会で、本と接する機会を多数設けることが必要です。

#### ○小学生

読み書きも覚え、自分で本を選び、読むことができるようになります。年齢を重ねるにつれ、深い内容の物語も楽しめるようになりますが、読書能力に個人差が表れ、選択する本もさまざまです。年齢に応じた難易度の本、発達段階に適した本を子どもにきちんと届けることが重要となるため、読み聞かせやブックトーク（※7）等で多くの本を紹介していくことが大切です。この時期に読書へ関心を持ち、さまざまな本へ興味を広げることは、その後の読書習慣の形成にも関わってきます。そのため、子どもが日常的に利用する学校図書館の環境を整えることは、子どもの読書活動を支援するために重要なことです。

## ○中学生から高校生

中学生からの読書活動は、自主性に任せられることが多くなります。さらに勉強や部活動等で日々の生活が忙しくなるため、読書の時間を取るのが難しく、読書離れが指摘される時期でもあります。興味ある分野が広がり多様化する年代のため、学校図書館や市立図書館では子どもの関心を引くような蔵書や環境整備を行うことが重要です。一方で、読書レベルの高い子どもが満足感を得られるような蔵書も必要です。小学生までに育んだ読書習慣を継続させていくための、幅広い蔵書や魅力的な読書環境が求められます。

## 2. 計画の目標

### (1) 子どもの読書活動の具体的な取組

子どもが読書活動を行う環境を大きく考えると、家庭・地域、幼稚園・保育所（園）・子育て支援拠点施設、学校、図書館が挙げられます。それぞれが子どもの読書活動を推進するために必要な役割を認識し、関係各機関が主体的に課題に取り組みます。

### (2) 読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書を楽しむことのできる環境を作ることが必要です。学校図書館や市立図書館の充実、子育て支援拠点施設や公民館等での図書コーナー等整備を行います。

### (3) 関係各機関との連携・協力

子どもの読書活動を推進するために、関係各機関の連携・協力をさらに深めていきます。関係各機関が課題を把握し、特性を活かしながら関係を深めていくことが、子どもの読書活動の継続的な発展に繋がります。

### (4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

子どもの読書活動を広げるためには、子どもにとっての読書の意義や重要性について、市民に理解と関心を持ってもらう必要があります。講演会やイベント等の読書活動関連事業を積極的に行い、広報誌やホームページ等を活用し、広く情報を提供していきます。

## 3. 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間とします。





## 第3章 子どもの読書活動の推進

### 1. 家庭

子どもの読書活動を推進するためには、保護者が読書の重要性を理解することが大切です。特に、子どもの読書習慣は、日常の生活の中で形成されるものであり、読書が継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的に取り組むことが重要です。

家庭においては、子どもの成長に合わせた読み聞かせ、子どもと一緒に本を読むことや図書館の利用など、読書に親しむきっかけを作ることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。また、読書を通じて家族で感じたことを話し合うなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

子育て支援拠点施設においては、乳幼児期における保護者の語りかけや読み聞かせの重要性を伝え、絵本に親しめるような事業展開を図っていきます。

#### (1) 子どもの読書活動の具体的な取組

##### ①ブックスタート事業の推進

4か月児健診時に絵本の紹介をしながら、絵本等が入ったブックスタートパックを手渡しています。その際に、絵本を介して親子の楽しい時間を過ごすことや、子どもが早い時期に本とふれあうこと、またそのきっかけをたくさん作ることの大切さを伝えています。子どもの健やかな心と体の成長と保護者の育児を支援するために、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

##### ②おはなし会等の充実と参加の呼びかけ

子育て支援拠点施設の事業として、おひさま教室（月5回）、赤ちゃんひろば（月3回）、12～3月おはなしひろば（月1回）で保育士が毎回絵本の読み聞かせを行い、乳幼児の時期から絵本に親しむ機会を設けています。今後も、絵本・紙芝居、パネルシアター（※8）等を使ったおはなし会など、親子で参加することのできる魅力的な行事を開催していきます。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体を支援して、ボランティア活動等の機会や場所を提供することにより、おはなし会の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの行事内容を積極的に住民に伝えていくことが重要となるため、チラシやポスター、広報誌やインターネット等による活発な広報活動を行います。

#### (2) 読書環境の整備

### ①身近に本がある環境への整備支援

子育て支援拠点施設内の「つどいのひろば」に図書館の絵本や育児関連の本を常時約400冊設置しています。親子が自由に本に触れ合えるように、さらに環境を整備していきます。また図書館より“おでかけ図書サービス”として月2回、ロビーで親子向けの貸出を行い、いつでも本が返却できるよう、返却ポストを設置しています。市立図書館で借りた本も返却できるよう一般市民にも開放しています。

### ②図書リストの配布・設置

4か月児健診時に「赤ちゃんの好きな絵本ガイド」を手渡しています。ブックスタートの際に渡す絵本以外にも、0・1・2歳児におくる絵本として数冊ほど掲載し、保護者へ向けて、赤ちゃん絵本の紹介をしています。

また、市立図書館には、読書ボランティア団体が学校や図書館のおはなし会等で実際に使用した図書のリスト「朝読・おはなし会で読まれた本」、学校図書館の司書部会で作成された冊子「図書の先生おすすめの本」があり、配布もしています。

さらに、ヤングアダルト（※9）コーナーには、利用者からおすすめの本を教えてもらえるよう、本のタイトルやイラストが記入できる用紙と回収箱を設置し、いつでも投稿できるようにしています。この取組は、利用者に大変好評であり、利用者同士の情報提供など交流の場ともなっています。毎年インターンシップ（※10）の学生や先生にもおすすめの本の記入をお願いし、どなたでも閲覧できるよう設置しています。

今後も引き続き、子どもの読書活動の手助けとなるような図書リストの作成や活用を行っていきます。

## （3）関係各機関との連携・協力

### ○市立図書館、ボランティア団体との連携・協力

子育て支援拠点施設では、おでかけ図書サービスの日に合わせ、読書ボランティア「グーチョキパー」「ぼちぼち」による読み聞かせを月2回開催しています。今後も、ボランティア団体の支援を行い、おはなし会の開催や内容の充実を図ります。

## （4）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

### ①家庭での読書の啓発

周囲の大人の読書に対する姿勢は、子どもに大きな影響を与えます。身近にいる大人が、普段の生活の中で読書を楽しんでいる姿を見ていくことで、子どもは本を読むことは楽しいものだと感じるすることができます。このように読書はテレビやゲーム等のメディアとは違った、家庭での時間を与えてくれます。

本市では、家庭での読書に関する情報提供や、読み聞かせの楽しさや読書の重要性について、理解の促進を図っていきます。

## ②講習会の開催

子育て支援拠点施設にて毎年行っている子育てボランティア講習会では、絵本に関する講座を行っています。子どもを取り巻く大人や保護者を対象にした教室、講演会を開催していきます。

## 2. 地域

地域にある身近な施設の図書コーナーは、子どもが家庭や学校以外で本と出会う場所であり、自由な読書活動を行える場となっています。子どもが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しむことのできる読書環境を整備することは、読書への関心を高め、さまざまな本への興味を広げることにつながります。子どもができるだけ身近な場所で、読書ができるよう、地域において図書コーナー等の整備、充実が求められます。

また、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもの周囲にいる大人がまず読書に親しむことが大切です。そして、子どもが本に親しむことのできる環境を作り、読書の楽しさを体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。そのため、生涯学習のあらゆる場において、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を広めていく必要があります。

### (1) 子どもの読書活動の具体的な取組

#### ○読書活動の機会の充実

図書館や学校をはじめとする地域の公共施設で、子どもやその保護者を対象としたおはなし会、本の講座、テーマ展示など読書活動に関する行事を開催しています。今後も、絵本や紙芝居、パネルシアター等を使ったおはなし会や絵本作家の講演会など、親子で参加することのできる魅力的な行事を多数開催していきます。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体を支援して、ボランティア活動等の機会や場所を提供することにより、おはなし会の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に住民に提供することが重要となるため、チラシやポスター、広報誌やインターネット等による活発な広報活動を行います。

### (2) 読書環境の整備

#### ①学童保育所における読書活動の充実

放課後の子どもの居場所として、学童保育所があります。学校の授業を終えた子どもは、学童保育所で、その日の宿題をしたり、本を読んだり、友達と遊んだりしています。今後は、学童保育所においても、気軽に読書できるよう、ニーズに応じた図書を充実させることが必要です。また、子どもが本に親しみ、読書の習慣が身につくよ

う、指導員が読書環境を整えていきます。

## ②地域子育てサロンにおける読書活動の充実

地域子育てサロンでは、絵本等の読み聞かせを推進しています。地域によって異なりますが、毎回サロンのスタッフが読み聞かせを行うところもあり、親子が絵本に出会う機会をつくっています。サロンでの読み聞かせは、保護者の読書活動のきっかけになっています。

また、サロンでは中央公民館との連携により、読書ボランティアが絵本や紙芝居を読んだり、パネルシアターなどを行ったりしています。親子が楽しんで興味や関心を示す企画を今後も充実していきます。

## ③市の公共施設等におけるアウトリーチサービス（※11）の拡充

子育て支援拠点施設や市立病院では、図書館からのアウトリーチサービスが実施され、身近に図書に接することができる地域のサービス拠点となっています。

今後、校区コミュニティ協議会などと連携し、小学校区ごとに子どもが集える公共施設へのアウトリーチサービスの実施を目指します。

※資料2（P24）をご参照ください。

### （3）関係各機関との連携・協力

#### ○ボランティア団体との連携・協力

筑後市には、主に保護者を中心として結成し、各小学校で読み聞かせ等をする読書会、そして学校や図書館、子育て拠点支援施設等で活動する読書ボランティア団体が多数あります。また、図書館の活動を支援するボランティア団体「筑後市立図書館をささえる会」等もあります。

年に3回程、各読書会・団体の代表者、市立図書館・学校図書館職員が集まり、意見交換会を行い、各々の活動内容の理解を深めています。今後も多くの子どもに本の楽しさを伝えていただくため、より一層の連携や協力を行っていきます。

※資料3（P25）をご参照ください。

### （4）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

#### ①「子ども読書の日」・読書週間の取り組み

4月23日は「子ども読書の日」（※12）として制定されました。現在「こどもの読書週間」は、この日から5月12日までの約3週間です。秋の「読書週間」と合わせ、子どもの読書活動推進のため様々な行事を開催し、活発な取り組みを行っていきます。そして、チラシやポスター、広報誌やインターネット等を活用し、積極的に広報活動を行っていきます。

#### ②市広報誌・図書館報等や図書館ホームページの活用

筑後市が発行している広報誌「ちくご」1日号では、毎月1ページを使って、イベ

ント情報や新刊案内等の図書館に関する情報を発信しています。

他にも、図書館報「ちっごつたえる」をはじめ、社会教育課が小学校へ配布している「うおんと」や図書館ホームページ等で、子ども向けの読書行事やイベントの周知を行っています。また、より充実した子ども向けの利用案内等を作成し、図書館への興味や関心を高めていきます。

### 3. 幼稚園・保育所（園）

幼稚園・保育所（園）では、子どもが、本と出会い、ふれあう環境を整備し、絵本等に親しむ機会を提供することが必要です。絵本を通して、子どもは感情が豊かになり、人への愛情や信頼感が育まれます。

そのために、幼稚園・保育所（園）では、年齢に応じた絵本の読み聞かせ等の様々な機会を提供します。

#### （1）子どもの読書活動の具体的な取組

##### ○読み聞かせの実施・支援

乳幼児期の子どもにとって、身近な大人（保護者）による読み聞かせは、読む人の愛情とともに読書の楽しみを知る大切な機会です。また、大人（保護者）の読書に対する認識の深さが子どもの読書習慣を育みます。

幼稚園・保育所（園）では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、それらを通して身近な事象について学んだり、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけたりするための読書活動を行っています。家庭でも、保護者が、絵本などを使った肉声での語りかけを十分に行うことが、子どもの健やかな成長にはかせません。そこで、幼稚園・保育所（園）では、保護者に対して読み聞かせの大切さを知らせるとともに、絵本の紹介や貸出をするなど、親子の読書体験を支援するための取り組みも行っています。

#### （2）読書環境の整備

##### ○身近に本がある環境への整備

幼稚園・保育所（園）では、子どもが自由に絵本にふれることができる絵本コーナー等の読書環境の整備や、子どもの興味や発達段階に合わせた絵本の設置等、内容の充実を図っていきます。

子どもが本に親しむ環境をより良くするためには、図書館を活用し、偏りなく様々なジャンルの絵本や紙芝居、大型絵本などの充実を図ることが必要です。そこで、図書館の幼稚園・保育所（園）へ向けた団体貸出の利用をさらに広げていきます。

### **(3) 関係各機関との連携・協力**

#### **○市立図書館との連携・協力**

幼稚園・保育所（園）では、図書館と連携して、読書活動のPRポスター掲示やチラシ配布を行い、親子読書へのはたらきかけを行います。

### **(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動**

#### **○講習会の開催**

幼稚園・保育所（園）では、図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行い、保護者に乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本を紹介していきます。

また、読書活動の質を高めるために、定期的に保育士等向けの研修も行っていきます。

## **4. 学校**

小・中学校において、子どもの読書活動を推進するためには、学校における学習・情報センター及び読書センターである学校図書館が、子どもにとって、身近で楽しく、足を運びやすい場所であることが必要です。

そのためには、学校図書館の図書は児童・生徒にとって魅力的かつ充実されている必要があります。また、学校においては図書館を中心に読書に関する様々な活動を行い、図書に関する様々な情報を児童・生徒に発信する必要があります。

このように、学校における読書活動を充実させるために、学校、教育委員会、市立図書館が連携して、子どもの読書活動の推進を支えていきます。

### **(1) 子どもの読書活動の具体的な取組**

#### **○図書館教育計画の整備**

小・中学校において、図書館教育を計画的・系統的・効果的に推進するために、年間指導計画や教育課程上の位置づけを行います。

今後も各校が定める教育指導計画書において、学年や教科に応じた図書館教育全体計画を制定し、小・中学校の図書館教育推進体制を整備します。

### **(2) 読書環境の整備**

#### **①司書教諭の配置**

学校図書館法において、12以上の学級がある学校については、司書教諭の配置が義務づけられています。司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校の読書環境を整備するうえで大変重要な役

割を担っています。今後も司書教諭を配置し、学習活動や読書活動の充実を図ります。

## ②学校司書の配置

子どもが読みたい本や知りたい情報を入手するためには、図書に精通した学校司書の存在が大きな役割を果たします。

現在筑後市においては、全小・中学校14校に学校司書を配置しており、今後も引き続き配置します。また図書部会委員会活動の活性化や研修への派遣を行うことにより、学校司書の資質向上を図ります。

## ③図書資料の充実

学校図書館にある本は、子どもにとって魅力があるものでなければなりません。また、幅広いジャンルの本を揃えることにより、子どもがより多くの図書に触れる機会を提供しなければなりません。

一方、授業（国語科、社会科、生活科等）では、調べ学習や総合的な学習において、学校図書館の図書を活用するため、これらに対応できる図書や資料の充実を図る必要があります。

今後も図書の購入に際しては、学校において、司書教諭、図書主任、学校司書が連携し、また図書発注システムの検索機能を活用して、厳選して必要な図書を購入します。

## ④学校図書館図書標準の達成

学校図書館の蔵書数は、「学校図書館図書標準」（※13）により、学校規模等に応じて必要な蔵書数の標準が定められています。

現在筑後市においては、「学校図書館図書標準」を満たしていない学校がありますが、市立図書館からの団体貸出や、県立図書館との相互貸借（※14）を活用し、魅力的な本や必要な本をタイムリーに提供することにより、不足分を補っています。

今後は、「学校図書館図書標準」を満たしていない学校については、計画的に達成するよう努めます。

## ⑤蔵書点検の実施

学校図書館において、児童・生徒が目当ての本にたどり着くためには、蔵書が正しく分類され、あるべきところに配架されている必要があります。また、蔵書データベースに登録されている本と、書架にある蔵書は同一である必要があります。

そこで、学校図書館貸出システムの蔵書点検機能を活用し、定期的に蔵書点検を行い、正確な蔵書数を把握し、適切に蔵書を管理します。

## ⑥学校図書館環境整備

子どもが読書に親しむためには、学校図書館が自由に読書を楽しみ、くつろげる空



間であり、子どもにとって、足を運びやすい場所となっていなければなりません。

そのために、季節や行事に合わせた展示や掲示物等を工夫し、温かい雰囲気でも子どもにとって魅力ある学校図書館にします。

#### ⑦団体貸出の実施による図書の充実

各学校においては、学期に一度（5月、10月、1月）、市立図書館からの団体貸出を活用し、学校が必要とする本や学校図書館蔵書にはない魅力ある本を児童・生徒に提供しています。（各校の学校司書が選書した図書の配送・回収は、学校教育課職員が担当）

今後も、この事業及び図書の物流体制を継続し、児童・生徒にとって魅力ある学校図書館づくりに努めます。

### （3）関係各機関との連携・協力

#### ○ボランティア団体との連携

多くの小学校では、保護者等で組織した小学校読書会（9団体）の協力のもと、読み聞かせ等の活動を行っています。

今後も、ボランティア団体と連携・協力し、読書活動の充実・活性化を図っていきます。

### （4）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ①朝の読書活動の実施

読書は、子どもの知的活動を推進し、人間形成や情操を養ううえで重要な役割を果たしています。

小・中学校では、子どもに読書の楽しさを実感させ、読書に対する意欲を喚起することを目的として、朝の読書活動を行っています。

この活動を通じて、子どもへ読書の習慣づけを図ることにより、読解力や想像力などの国語力が向上するほか、様々な効果に繋がるよう、今後もこの活動に取り組んでいきます。

#### ②図書館だよりの発行

現在、筑後市の小中学校では全校において毎月「図書館だより」を発行しています。

このように、児童・生徒が図書館への関心を持つために、「図書館だより」を利用してタイムリーな話題や情報を提供しています。

今後も、この取り組みを継続し、児童・生徒にとって魅力ある情報を提供していきます。

「図書館だより」の主な内容

- 年度当初の図書館利用案内
- 図書館配置図
- リクエスト受付案内
- 図書委員会活動の紹介
- 新刊の案内
- 季節のあいさつ
- 統計情報

The image shows a collage of library promotional materials. At the top left, there's a section titled 'としよだより' (Yearly Bulletin) with a list of books. To its right is a '24年度ベストランキング' (2024 Best Ranking) section with a list of books and their authors. Below these are several smaller sections: '新しい本の紹介' (Introduction of New Books), '本はだいせつに' (Books are precious), and '読書のすすめ' (Encouragement of Reading). The materials include book covers, author photos, and decorative elements.

## 5. 図書館

平成24年度統計によると、市立図書館には、約9万5千万冊の蔵書があり、うち約3万5千冊が児童書となっています。

また、筑後市は古くから読書ボランティア活動が活発なため、とても良い児童書を多く所蔵しています。これらの本をより多くの子どもに届けるために、図書館は本に関する様々なネットワークの中心になり、子どもの読書活動を支援し、読書環境の整備に取り組めます。

この活動を支える図書館員は専門的な知識が必要とされますので、県立図書館等で行われている研修に積極的に参加し、資質の向上をします。

### (1) 子どもの読書活動の具体的な取組

#### ① 団体貸出

幼稚園・保育所（園）・小中学校などの団体に対して、セット貸出や特別貸出を行っています。子どもが、より身近な場所で本と出会えるように、また、先生方の読書教育を支援するために利用システムを充実させます。

#### ② 読書相談やレファレンスサービス（※15）

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書にかかわる人からの読書についての相談やレファレンスに、細やかな対応をします。

また、読書のきっかけづくりや、読む本を選ぶときの参考になるように「テーマ展示」や「おすすめの本」のリスト作成等を充実させます。

#### ③ 読書ボランティアへの支援

子どもの読書活動を推進するうえで、読書ボランティアの活動は重要な役割を果たしています。関係機関や団体、施設等とのネットワークを活かし、活動の促進や充実

を図ります。

## **(2) 読書環境の整備**

### **①児童コーナーの充実**

赤ちゃん絵本にはじまり、小学生から中学生・高校生向けの魅力ある蔵書構成をするために、幅広くそろえている本を、さらに子どものニーズに対応しながら充実させます。

また、本の配置等の見直しを行い、子どもにもわかりやすく、利用しやすい環境づくりをめざします。

### **②ヤングアダルトコーナーの設置**

図書館では、児童コーナーとは別に10代の子どもを対象に専用のコーナーを設けています。ヤングアダルト向けの小説をはじめとして、職業案内本や資格取得のためのガイドブックなど利用希望の多い本を集めています。

部活動や勉強で忙しい子どもは読書離れの時期です。この子どもが一人でも多く読書に関心を持つように、講座企画や蔵書をさらに充実し、周知を行い、利用を推進します。

### **③インターネットコーナーの設置**

パソコンが身近にある生活環境となり、インターネットによる情報収集が不可欠な社会になっています。そのため、資料収集や研究調査を行う子ども（小学校3年生以上）に、コーナーの利用を開放しています。引続き、アクセスサイトへの規制に配慮しながら、青少年が気軽に利用できるように一層の整備充実を図ります。

### **④障がいのある子への読書支援**

読書に障がいのある子どもの読書活動を支援するために、点字本等の充実を図り、関係機関と連携・協力し、様々な資料や情報の収集と活用を行います。

## **(3) 関係各機関との連携・協力**

### **①他の図書館との連携・協力**

図書館には自館の資料はもとより、県や他自治体との相互貸借等を活用することによって、子どもに豊かな読書環境を提供することができます。市立図書館は、福岡県図書館情報ネットワークシステム（※16）への参加に加え、全国の大学図書館、公共図書館、専門図書館等のネットワーク利用で、数多くの本を他館と貸し借りしています。

今後も、情報交換等を行い、さらに相互貸借の推進をします。

### **②子どもを対象とした読書活動団体等と連携・協力**

地域や学校等で活動している読書ボランティア等に、子どもの読書活動に関する情報の提供を行います。それとともに、図書館を団体間の情報交換や交流の場として、施設や資料の提供をし、連携して子どもの読書活動を推進していきます。

### ③各小・中・高等学校との連携・協力

司書教諭や学校司書と情報交換をしながら、レファレンスサービス、リサイクル本（※17）の活用、図書館見学、職場体験学習等を積極的に受け入れることで、図書館に親しみを持ってもらえるよう、学校との連携・協力体制を整備していきます。

### ④男女共同参画推進室との連携・協力

「ゆっくり読書タイム」など、未就学児の保護者に図書館の利用を促進するために男女共同参画推進室と連携して託児支援を行っていますが、今後も継続します。このことにより、保護者の読書活動を促し、子どもの読書環境を向上させることが期待できます。

## （４）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

### ①図書館行事の開催

毎週土曜日のおはなし会、子育て支援拠点施設での出張おはなし会、夏休みや冬休みなどの時節に合わせたイベントやおはなし会、ボランティア団体によるおはなし会などでは、子どもに楽しく本と出会える機会を提供しています。

今後も、それぞれのおはなし会の対象年齢にあった絵本の読み聞かせや、手あそび、わらべうたなど内容も充実させ、参加した親子が本に親しみがわき、本の世界に入るきっかけをつくっていきます。このように、図書館に親しみ、図書館の利用を促すために、魅力のある企画を充実していきます。

### ②啓発・広報活動

幼いころから本と親しむことが子どもの生きる力を育むことを伝え、家庭での読書環境を整えるために、ブックスタート事業をはじめ、子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内を行います。

子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことで、読書環境の一層の充実が図られるため、団体や関係機関等で行われる活動状況を把握して、地域や家庭に向けて情報提供を行っていきます。また、読書関係ボランティア団体の活動状況等も広く紹介し、今後も引き続き、積極的な啓発活動を進めていきます。

## 【用語集】

### ※1 読み聞かせ

主に子どもに対して、絵本などを見せながら、読んで聞かせること。本に対する興味を育て、読書へのきっかけとして効果が期待される。

### ※2 ブックスタート

赤ちゃんと保護者に、絵本を介して生まれる言葉と心の通った温かい時間の大切さを伝える運動。市町村単位で0歳児健診時に実施されることが多く、絵本や子育てに関する資料の入った「ブックスタートパック」を配布している。

### ※3 おはなし会

子どもを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。本の世界の素晴らしさや豊かさを、子どもに直接伝えることができ、その後の読書へのきっかけともなる。

### ※4 読書ボランティア

読み聞かせやおはなし会の開催など、本の紹介や楽しさを伝えるための活動を中心として行うボランティア。名称は、おはなしボランティア、読み聞かせボランティアなど多数あるが、ここでは読書ボランティアに統一して表記する。

### ※5 団体貸出

学校や施設、ボランティアなどの団体利用者に対して、多数の図書資料を長期間貸出する方法。

### ※6 朝の読書活動

学校で始業時間の前に10～15分間程度、読書の時間を設けること。子どもに読書の楽しさを体験させ、読書が習慣づくことを目的としている。

### ※7 ブックトーク

あるテーマに沿って、様々な分野の本を数冊選び、順序立てて紹介するもの。読書に対する興味や幅を広げることに効果的な方法と言える。

### ※8 パネルシアター

不織布や和紙などで作った絵や図形を、付着力のあるパネル布を貼った舞台に貼ったり、外したりして、おはなしなどを展開していく方法。

### ※9 ヤングアダルト

中高生などティーン・エイジャー、すなわち子どもと大人の中間に位置する年齢層のこと。図書館ではその年代を対象とした独自のサービスを行っている。

#### ※10 インターンシップ

学生が将来の就職に向けて、興味のある企業などで一定期間研修生として働き、職業体験を行う制度。

#### ※11 アウトリーチサービス

図書館から遠い地域に居住している市民や、身体的理由などで図書館を利用したくても利用できない市民に対して、図書館側から出向いて行うサービスのこと。

#### ※12 子ども読書の日

国民に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの読書活動意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)に基づき制定された。資料4(P26)を参照。

#### ※13 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部省(当時)が定めたもの。学級数に対する蔵書冊数の標準が設定されている。

#### ※14 相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵しておらず、購入することも難しい場合、その資料を所蔵する他の図書館から借用し、利用者に貸出をすること。

#### ※15 レファレンスサービス

利用者の求める情報を、図書館の資料と機能を活用し、必要とする情報を見つけるための援助や、情報の提供を行うサービス。

#### ※16 福岡県図書館情報ネットワークシステム

福岡県内の図書館(室)間で、横断検索や相互貸借の依頼などを、インターネットを通じて行うことができるシステム。

#### ※17 リサイクル本

図書館で除籍した資料などを、市民に提供すること。

## 筑後市小学校読書会・読書ボランティア

平成25年7月1日現在

	団体名	活動人数	活動場所	活動周期	活動内容
小学校読書会	水洗おはなしの会	26名	学校	月1回	毎月1回水曜の朝の時間全学年に教室にて読み聞かせ。H24年度は学習発表会、ふれあい給食でも読み聞かせを実施。
	筑後北小 おやこ読書会	6名	学校	毎週	毎週木曜の朝読の時間に2学年ずつ1～6年生まで。第3木曜はお昼休みに図書室にて読み聞かせ。H24年度ブラックシアターを製作し実演。今年度も製作予定。
	筑後小学校 親子読書会	7名	学校	月1回	毎月1回月曜5時間目に1・2年生に読み聞かせ。H24年度は12月に野火さんよりブラックシアターをしてもらった。今年度は外部の方でなく、読書会メンバーで予定。
	西牟田小 読書ボランティア	6名	学校	月1・2回	1・2年生は月2回、3年生は月1回、共に水曜の朝。毎年11月読書まつりでは、低学年は外部より、中学年は読書会メンバー、高学年はストーリーテリングを行う。今年度も実施予定。年1回学校長も参加。
	羽犬塚小学校 おやこ読書会	11名	学校	月2回	1～3年生に実施。朝読のほかに学期ごとに授業1時間もらい、図書室にて読み聞かせ。3学期にはメンバー全員で読み聞かせを実施。
	二川小 読書ボランティア	6名	学校	月1回	1・2年、3・4年は毎月、5・6年生は学期に1回、朝に図書室にて読み聞かせ。春に教室で行ったが、メンバー数などから図書室に戻す予定。地域より2名参加。
	古川小読書の会	7名	学校	不定期	昼休み図書室にて読み聞かせ、手遊び、紙芝居など。他に学校行事の間や学校公開日に合わせて(H25年度は7回予定)活動。
	松原親子読書会	12名	学校	月1回	1・2年生に月曜の授業時間に図書室にて実施。H24年度は、すずめの会さんにブラックシアターをしてもらった。今年度は未定。3月に学校長に参加してもらう。
	水田読み語りの会	8名	学校	月1回	1～3年は月1回授業時間、4～6年は月1回朝読の時間に読み聞かせ。学期に1回パネルシアター、数か月に1回ストーリーテリングを取り入れている。学校長なども読み聞かせに参加。
読書ボランティア	グーチョコキパー	6名	おひさま ハウス	月1回	毎月第1木曜に乳幼児から未就学児まで読み聞かせ。赤ちゃん絵本、手遊び、大型絵本など。
	ぼちぼち	6名	おひさま ハウス	月1回	毎月第3木曜に乳幼児から未就学児までに読み聞かせ。赤ちゃん絵本、手遊び、大型絵本など。
	ちくご読書の会 ぺえじ	25名	図書館他	月数回	年10回定例会を行い、情報交換。毎月第2土曜に図書館で乳幼児から未就学児への読み聞かせのほかに、福島中や市内外の学校、施設にて活動。
	ぼけっと	9名	図書館	月1回	毎月第4土曜に図書館で乳幼児から未就学児への読み聞かせを実施。
その他	ブックスタートボランティア さくらんぼ	30名	保健 センター	月1回	毎月第4金曜に保健センターで行われる4か月児健診の中で、図書館職員とともにブックスタートを実施。年数回総会を開き、研修や赤ちゃんへ贈る絵本の選書を行う。
	筑後市立図書館を ささえる会	10名	図書館	不定期	図書館の様々なことを会員各自お手伝い。曜日や時間も各自自由。イベントの準備や、プレゼント作成、書架整理など。毎年図書館入り口にリースとクリスマスツリーを飾りつけ。
	ちっご・おやこ・ ふれあい隊実行委員会	11名	図書館	不定期	子どもゆめ基金の助成金を受け活動するため、現在申請中。H25年度は写真家・津田堅之介氏の講演会を2月に実施予定。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日 法律第五十四号

## (目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。



三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 筑後市子ども読書活動推進計画策定経緯

## 筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会

	日 程	内 容
第1回	平成25年 4月18日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱書交付</li> <li>・委員長・副委員長選出</li> <li>・策定スケジュール</li> <li>・計画の概要</li> <li>・子ども読書に関わる法的根拠及び近隣自治体の策定状況について</li> </ul>
第2回	7月30日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局素案の検討</li> <li>・計画の枠組みの確認</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>
第3回	10月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後市子ども読書活動推進計画（案）の審議</li> <li>・*事務局全員会議に参加</li> <li>11月19日～12月10日 パブリックコメント募集 (電話での意見が1件)</li> </ul>
第4回	平成26年 1月30日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後市子ども読書活動推進計画（案）の最終審議</li> <li>・策定後の取り組みについて</li> </ul>

## 筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会 事務局会議

	日 程	内 容
第1回	平成25年 4月26日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュール</li> <li>・計画の概要（担当割案）</li> <li>・子ども読書に関わる法的根拠及び近隣自治体の策定状況について</li> </ul>
第2回	5月30日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後市の子ども読書環境の現状について</li> <li>・子ども読書活動推進の基本的な考え方について</li> <li>・具体的な取り組みについて</li> <li>・今後の事務局スケジュール</li> </ul>
第3回	6月28日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筑後市子ども読書活動推進計画素案の内容検討</li> <li>第2章の項目</li> <li>①家庭・地域 ②幼稚園・保育所（園）</li> <li>③学校 ④図書館</li> </ul>
第4回	8月29日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会における意見に対する内容検討について</li> <li>第2章が5項目に変更</li> <li>①家庭 ②地域 ③幼稚園・保育所（園）</li> <li>④学校 ⑤図書館</li> </ul>

○筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成24年4月11日

教委告示第2号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定により、筑後市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、筑後市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定に必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項の事項について協議した結果を筑後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保育及び子育てを通じて子どもに関わっている者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 読書ボランティア代表
- (5) 図書館協議会委員
- (6) 図書館長
- (7) 前各号に定める者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、筑後市立図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 筑後市子ども読書活動推進計画策定委員

## 策定委員

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	筑後市保育協会	代 表	加藤 裕子	
2	筑後市PTA連合会	副 会 長	今村 惠	
3	筑後市小学校校長会	代 表	梶原 一美	
4	学校教育課	課 長	橋本 國光	
5	南筑後教育事務所	社会教育主事	古賀 隆広	
6	社会教育委員の会	社会教育委員	上野 寛清	
7	筑後市立図書館を支える会	会 長	紫原 英子	副委員長
8	九州大谷短期大学	准 教 授	坂川 和彦	委員長
9	筑後市立図書館	館 長	一ノ瀬 留美	

## 事務局

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	社会教育課	課 長	高木 正勝	
2	子育て支援課	子育て支援係長	山田 邦昭	
3	学校教育課	学校教育係長	徳永 卓美	
4	社会教育課	社会教育係長	古賀 和広	
5	子育て支援拠点施設	保育士	後藤 多真美	
6	図書館	図書館係長	横溝 典稔	
7	図書館	司 書	松永 明子	